

地域型保育事業の認可について

1 概要：

次の3園について、児童福祉法に基づき、市長が家庭的保育事業等の認可を行うにあたり審議会の意見を伺うもの。

No.	項目	1	2	3
1	新事業所名称 (現行名称)	くほんじひらくぼ保育園	子供の部屋第二保育園	たねまき保育園 (※No.15 参照) (同)
2	認可申請日	30. 12. 28	30. 12. 28	30. 12. 28
3	認可予定日	31. 4. 1	31. 4. 1	31. 4. 1
4	事業類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型
5	認可・利用定員/ 現利用定員(人)	19/ (新規)	19/ (新規)	10/10
6	法人名等	学校法人 明照学園	株式会社 こどもの部屋	株式会社 キャンディきつず
7	代表者(理事長)名	遠藤 顕道	渡部 まさ子	山野辺 みゆき
8	施設長(園長)名	根本 和子	茅島 正照	同上
9	施設所在地	平中平窪字杉内 27-2	植田町西荒田 20-1	常磐上湯長谷町五反田 56-26
10	現・施設類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型
11	施設整備補助	なし	なし (自己資金で設置)	なし
12	施設竣工月	—	H31. 1	—
13	認可基準(市条例) ※の適否	適：別紙参照	適：別紙参照	適：別紙参照
14	新類型認可定員/ 現行類型認可定員(人)	19/ (新規)	19/ (新規)	10/10
15	備考			H30. 4. 1 より個人立の小規模Aだが、今般 法人立(会社)へ移行

※市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等

2 今後の流れ：（「法」とは児童福祉法をいう。）



（参考）

●法令抜粋

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（抄）】

【児童福祉法】

（家庭的保育事業等）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四 （略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～6 （略）

7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

（設備及び運営の基準）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 （略）

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第34号）等

(別紙)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準※適合の適否等(市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等)

条項等	基準(条文抜粋(一部省略等あり))	1 くほんじひらくぼ保育園		2 子供の部屋第二保育園		3 たねまき保育園																																																																																																																																								
		確認内容	適否	確認内容	適否	確認内容	適否																																																																																																																																							
第5条	(保育所等との連携) ・ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(右の①～③)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	同じ法人が運営する認定こども園に設定済 ・ 学校法人 明照学園 ・ 九品寺こども園 (平字九品寺町 3-2)	適	次の法人と協定済み ・ 社会福祉法人 誠友会 ・ 大倉保育園 (錦町中迎二丁目 5-1)	適	次の法人と協定済み ・ 社会福祉法人 栄和会 ・ さかえ保育園 (常磐上湯長谷町扇田 74)	適																																																																																																																																							
		<p>【連携施設とは・・・】(次の条件(機能)を満たし、事業所と施設の間で協定を結んだもの。また、連携施設は複数設定が可能であるほか、1つの施設が複数の地域型保育事業所の連携施設になることも可能。なお、31年度までは設定しなくとも認可可能とする経過措置があるも、設定するまで間定価格における減算対象となる。)</p> <p>①集団保育の機会の提供や地域型保育事業者に対する相談・助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと ②代替保育(保育者の急病などの際に連携施設で子どもを預かる又は職員を派遣すること) ③卒園後の受け皿(地域型保育事業が0～2歳のみ保育事業であるため、3歳(満3歳となった年の年度末以降)の受け皿施設となること)</p>																																																																																																																																												
第16条第1項	(食事) ・ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	・ 施設内に調理室を設け、自園調理による給食の提供も可能であることを確認	適	・ 施設内に調理室を設け、調理員(栄養士免許あり)を確保し、自園調理による給食の提供を行うことを確認。	適	・ 施設内に専用の調理設備を設け、調理員(栄養士免許あり)を確保し、自園調理による給食の提供を行うことを確認。	適																																																																																																																																							
第17条	(食事の提供の特例) ・ 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、規則で定める施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	・ 同一法人の連携施設(九品寺こども園)が、比較的近傍で調理を行っており、同園からの外部搬入による給食の提供を行うことを確認	適	—	—	—	—																																																																																																																																							
第29条第1号	(設備の基準) ・ 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。	・ 見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適	・ 見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適	・ 見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適																																																																																																																																							
同条第2号	・ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	・ 有効面積：A：41.7㎡ ・ 予定人数：0・1歳：9人 ・ 必要面積：B：29.7㎡ (A>=B)	適	・ 有効面積：A：90.05㎡ ・ 予定人数：0・1歳：13人 ・ 必要面積：B：42.9㎡ (A>=B)	適	・ 有効面積：A：23.1㎡ ・ 予定人数：0・1歳：7人 ・ 必要面積：B：23.1㎡ (A>=B)	適																																																																																																																																							
同条第4号	・ 満2歳以上の幼児を入所させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。	・ 見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適	・ 見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適	・ 見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適																																																																																																																																							
同条第5号	・ 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	・ 有効面積 A：39.05㎡ ・ 予定人数 10人 ・ 必要面積 B：19.8㎡ (A>=B) 【屋外遊戯場】 ・ 面積 4,994㎡ ・ 必要面積 33.0㎡	適	・ 有効面積 A：19.74㎡ ・ 予定人数 6人 ・ 必要面積 B：11.88㎡ (A>=B) 【屋外遊戯場】 ・ 面積 170.0㎡ ・ 必要面積 19.8㎡	適	・ 有効面積 A：8.4㎡ ・ 予定人数 3人 ・ 必要面積 B：5.94㎡ (A>=B) 【屋外遊戯場】 ・ 面積(代替地) 6,626.95㎡ ・ 必要面積 9.9㎡	適																																																																																																																																							
第30条第2項	(小規模保育事業所A型の職員の配置の基準) ・ 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (>3:1) (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (>6:1) 以下略	●利用定員：19人で設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人</th> <th>利用</th> <th>必要</th> <th>4.1時</th> <th>必要</th> </tr> <tr> <th>歳</th> <th>定員</th> <th>保育</th> <th>点利用</th> <th>保育</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>士数</th> <th>予定人</th> <th>士数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>6</td> <td>2.0</td> <td>6</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>13</td> <td>2.1</td> <td>13</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>+1人</td> <td>-</td> <td>1.0</td> <td>-</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19</td> <td>5.1</td> <td>19</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>≧5</td> <td></td> <td>≧5</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記4.1時点の乳幼児数に対し、園に勤務予定の保育士数は、 ・ 常勤3人、 ・ 非常勤6人、合計9人 >利用定員上限ベースでも、認可事業開始時点ベースでも、認可基準を満たすことを確認</p>	人	利用	必要	4.1時	必要	歳	定員	保育	点利用	保育			士数	予定人	士数				数		0	6	2.0	6	2.0	1・2	13	2.1	13	2.1	+1人	-	1.0	-	1.0	合計	19	5.1	19	5.1			≧5		≧5	適	●利用定員：19人で設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人</th> <th>利用</th> <th>必要</th> <th>4.1時</th> <th>必要</th> </tr> <tr> <th>歳</th> <th>定員</th> <th>保育</th> <th>点利用</th> <th>保育</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>士数</th> <th>予定人</th> <th>士数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>6</td> <td>2.0</td> <td>5</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>13</td> <td>2.1</td> <td>17</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>+1人</td> <td>-</td> <td>1.0</td> <td>-</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19</td> <td>5.1</td> <td>22</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>≧5</td> <td></td> <td>≧5</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記4.1時点の乳幼児数に対し、園に勤務予定の保育士数は、 ・ 常勤7人 ・ 非常勤0人、合計7人 >利用定員上限ベースでも、認可事業開始時点ベースでも、認可基準を満たすことを確認</p>	人	利用	必要	4.1時	必要	歳	定員	保育	点利用	保育			士数	予定人	士数				数		0	6	2.0	5	1.6	1・2	13	2.1	17	2.8	+1人	-	1.0	-	1.0	合計	19	5.1	22	5.4			≧5		≧5	適	●利用定員：10人で設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人</th> <th>利用</th> <th>必要</th> <th>4.1時</th> <th>必要</th> </tr> <tr> <th>歳</th> <th>定員</th> <th>保育</th> <th>点利用</th> <th>保育</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>士数</th> <th>予定人</th> <th>士数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>3</td> <td>1.0</td> <td>1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>7</td> <td>1.1</td> <td>7</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>+1人</td> <td>-</td> <td>1.0</td> <td>-</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10</td> <td>3.1</td> <td>8</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>≧3</td> <td></td> <td>≧2</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記4.1時点の乳幼児数に対し、園に勤務予定の保育士数は、 ・ 常勤2人、 ・ 非常勤3人、合計5人 >利用定員上限ベースでも、認可事業開始時点ベースでも、認可基準を満たすことを確認</p>	人	利用	必要	4.1時	必要	歳	定員	保育	点利用	保育			士数	予定人	士数				数		0	3	1.0	1	0.3	1・2	7	1.1	7	1.1	+1人	-	1.0	-	1.0	合計	10	3.1	8	2.4			≧3		≧2	適
人	利用	必要	4.1時	必要																																																																																																																																										
歳	定員	保育	点利用	保育																																																																																																																																										
		士数	予定人	士数																																																																																																																																										
			数																																																																																																																																											
0	6	2.0	6	2.0																																																																																																																																										
1・2	13	2.1	13	2.1																																																																																																																																										
+1人	-	1.0	-	1.0																																																																																																																																										
合計	19	5.1	19	5.1																																																																																																																																										
		≧5		≧5																																																																																																																																										
人	利用	必要	4.1時	必要																																																																																																																																										
歳	定員	保育	点利用	保育																																																																																																																																										
		士数	予定人	士数																																																																																																																																										
			数																																																																																																																																											
0	6	2.0	5	1.6																																																																																																																																										
1・2	13	2.1	17	2.8																																																																																																																																										
+1人	-	1.0	-	1.0																																																																																																																																										
合計	19	5.1	22	5.4																																																																																																																																										
		≧5		≧5																																																																																																																																										
人	利用	必要	4.1時	必要																																																																																																																																										
歳	定員	保育	点利用	保育																																																																																																																																										
		士数	予定人	士数																																																																																																																																										
			数																																																																																																																																											
0	3	1.0	1	0.3																																																																																																																																										
1・2	7	1.1	7	1.1																																																																																																																																										
+1人	-	1.0	-	1.0																																																																																																																																										
合計	10	3.1	8	2.4																																																																																																																																										
		≧3		≧2																																																																																																																																										